2. 基本構想の位置づけと目標年次

基本構想の位置付け

本基本構想はバリアフリー新法に基づき策定するものであり、安倍川駅周辺地区を対象として移動円滑化に関する基本的な方針及び重点整備地区を指定し、その区域内における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的としています。

基本構想策定にあたり、関係する都市計画法、地方自治法および諸計画との整合を図ります。

静岡市の上位計画・関連計画

- •第2次静岡市総合計画
- ・静岡市都市計画マスタープラン
- ・静岡市ユニバーサルデザイン基本計画
- ・静岡市障がい者福祉計画
- ·静岡市総合交通計画
- ・静岡市オムニバスタウン計画
- ・静岡市自転車道ネットワーク整備計画
- その他関係する計画など
- ·JR安倍川駅周辺交通環境改善計画
- ・静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想
- ・東静岡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想



【国】

- ユニバーサルデザイン政策大綱
- ・高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の 促進に関する法律(バリアフリー新法)

【県】

- ・静岡県福祉のまちづくり条例
- ・しずおかユニバーサルデザイン行動計画





基本

安倍川駅周辺地区バリアフリー基本構想



事業化(バリアフリー化の推進)

各施設管理者が基本構想に沿って事業を実施

【ハード面】

- ・公共交通のバリアフリー化
- 道路などのバリアフリー化
- ・公園のバリアフリー化
- ・交差点などのバリアフリー化
- ・建築物のバリアフリー化

【ソフト面】

- 心のバリアフリー
- 情報のバリアフリー
- ・その他バリアフリー推進施策

目標年次

基本構想の目標年次は、国の基本方針に基づき平成32年(2020年)を基本としています。各施設管理者は、事業計画を定めるとともに事業の特性から長期間を要する場合においては、中長期的な展望に立ち継続的にバリアフリー化を推進します。